

令和5年8月3日(木)
令和5年度保健師中央会議
資料8

生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について

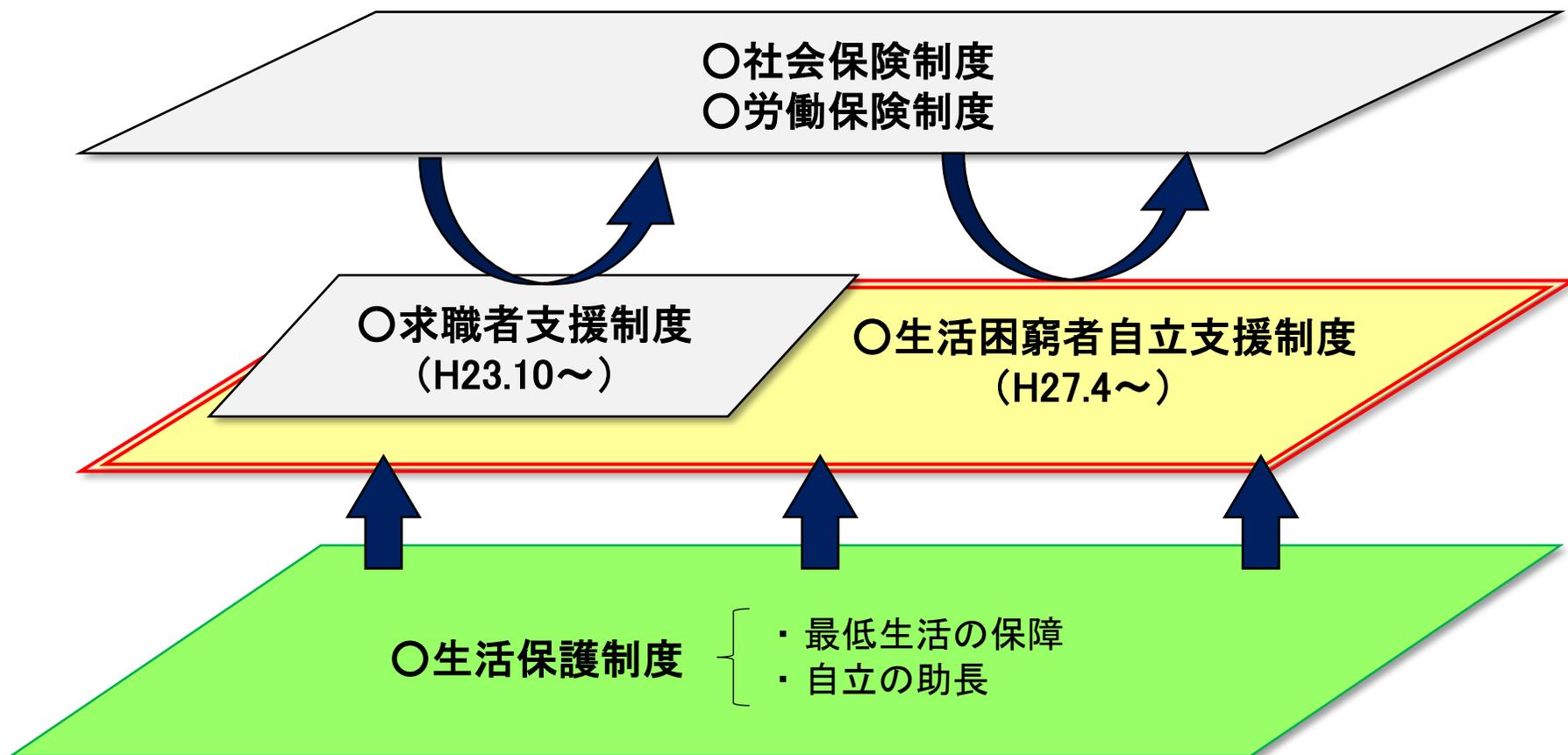
令和5年8月3日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
丸山 祐里枝

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携のお願い

生活困窮者を早期に把握し、健康増進も含めた支援につなげるため、連携をお願いします。



- ✓ 衛生担当部局内における生活困窮者自立支援制度の周知 

- ✓ 地域の自立相談支援機関等との「顔の見える関係」づくり 

自治体の生活困窮者自立支援制度担当や、自立相談支援機関等の担当者と、具体的な連携方法について予め確認しておくことスムーズに連携することが可能になります。

- ✓ 自立相談支援機関へのつなぎ 

健康診査・健康相談等において、生活にお困りの方を把握したときは、自立相談支援機関への相談を勧めていただくようお願いいたします。

- ✓ 自立相談支援機関からのつなぎへの対応 

必要に応じて支援会議・支援調整会議への参加もお願いします

自立相談支援機関において、相談者が生活習慣や健康状態に関する課題を抱えていることを把握した際には、保健師や管理栄養士、健康診査・健康相談・健康教育等におつなぎすることがあります。その際には、適切なご対応をお願いします。

地域の自立相談支援機関はこちらからご確認ください 

(厚生労働省HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>

参考：生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について（令和5年6月26日、

健健発0626第1号・社援地発0626第1号、厚生労働省健康局健康課、社会・援護局地域福祉課連名通知）

参考資料

自立相談支援事業

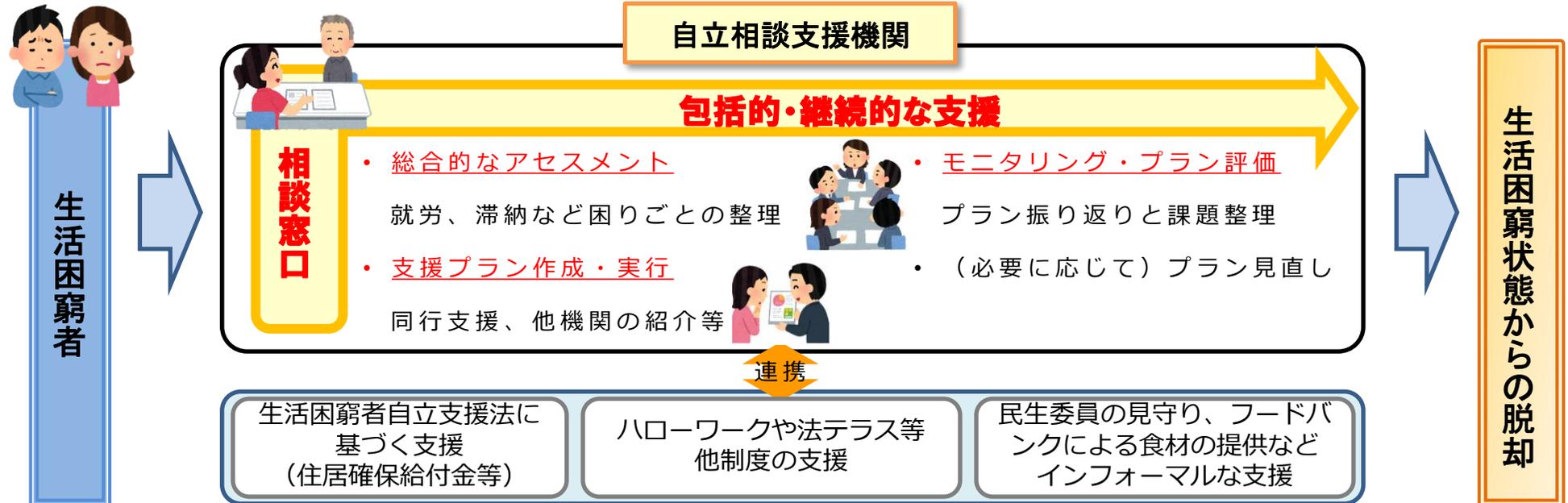
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



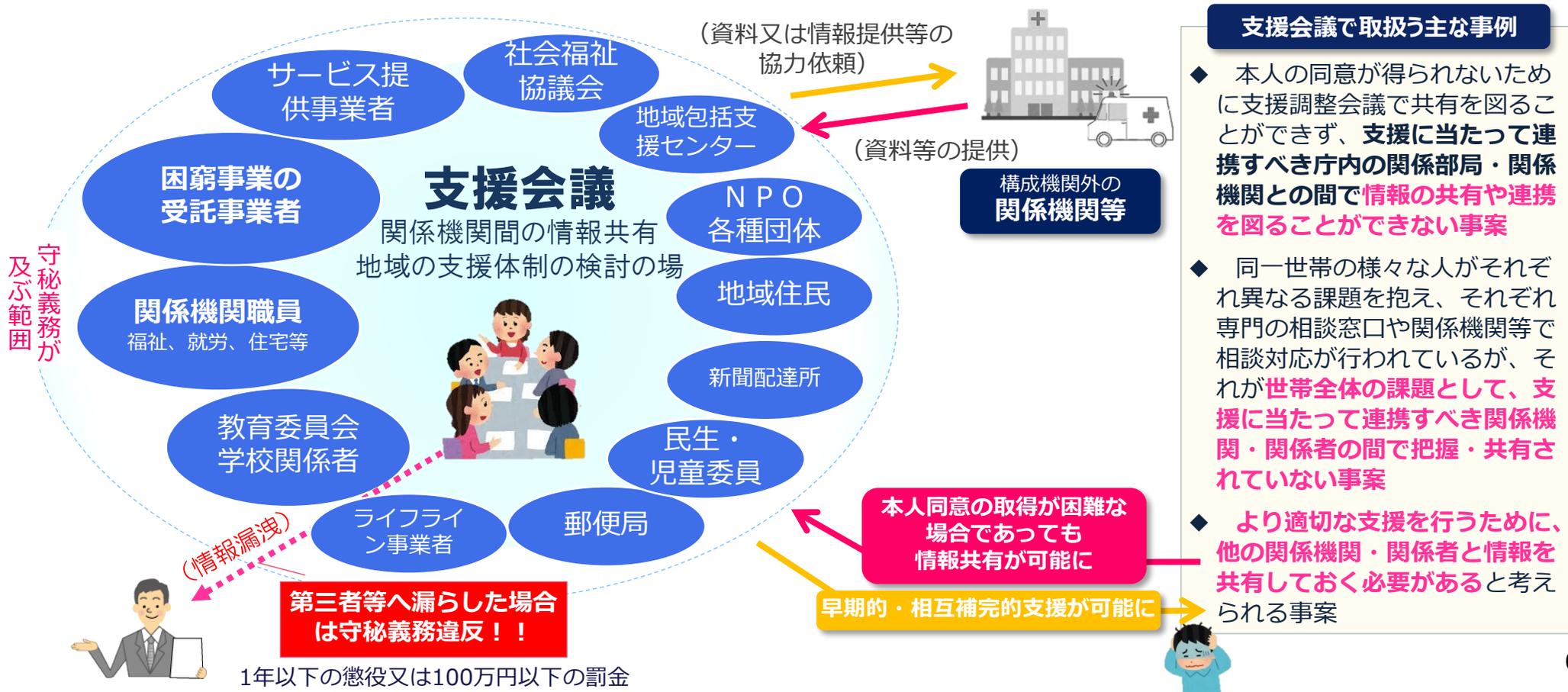
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

目的

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止
- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる

会議で行うこと

- 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有
- 地域における必要な支援体制の検討



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で**情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者との間で把握・共有されていない事案**
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

住居確保給付金

対象者

離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等

概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、自営業者の場合は、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



期待される効果

- 就職活動時に必要となる安定した住まいの確保により、就労自立を実現。

就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%) (R4)
- ・利用4,463件 (R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)

(農作業体験)

(封入作業)

(PC講座)

(就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R5.3.31時点）】

- ・認定件数2,182件
- ・利用件数551件

対象者

就労準備支援事業を利用しても一般就労等への移行ができない者等、就労する上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者

支援のイメージ

○認定を受けた法人で実践的な訓練を、段階的（非雇用型～雇用型）に行うことで、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。



＜就労へ＞
・一般就労
・福祉的就労
等本人が希望する選択肢へ

【非雇用型】（無償・有償）

- ・労働基準関係法令適用対象外
- ・無償/有償での就労訓練が可能
- ・働き方や作業内容については、本人の体調や能力に合わせ組み替え等の配慮

【雇用型】（賃金）

- ・労働基準関係法令適用対象
- ・最低賃金～該当企業の給与規定に沿った賃金が支払われる
- ・就労条件における一定の配慮（労働時間、業務内容の組み替え、出勤について柔軟な対応）

就労訓練中の支援計画やモニタリング等、就労支援担当者（※）は本人と事業所担当者等と話し合いながら、支援を継続

- （※）就労支援担当者の業務（事業所ごとに1名以上配置）
- ①訓練計画等の策定
 - ②対象者への必要な相談、指導等
 - ③関係機関との連絡調整 等

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント

連携

認定の仕組み

認定主体

（都道府県、政令市、中核市）

申請

認定

（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）



認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
- 貧困ビジネスの排除（法人や事業所の運営の健全性を担保） 等

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

家計改善支援事業

【実績】

- ・712自治体(79%)(R4)
- ・利用20,692件(R3)

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
 - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④貸付のあっせん 等

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

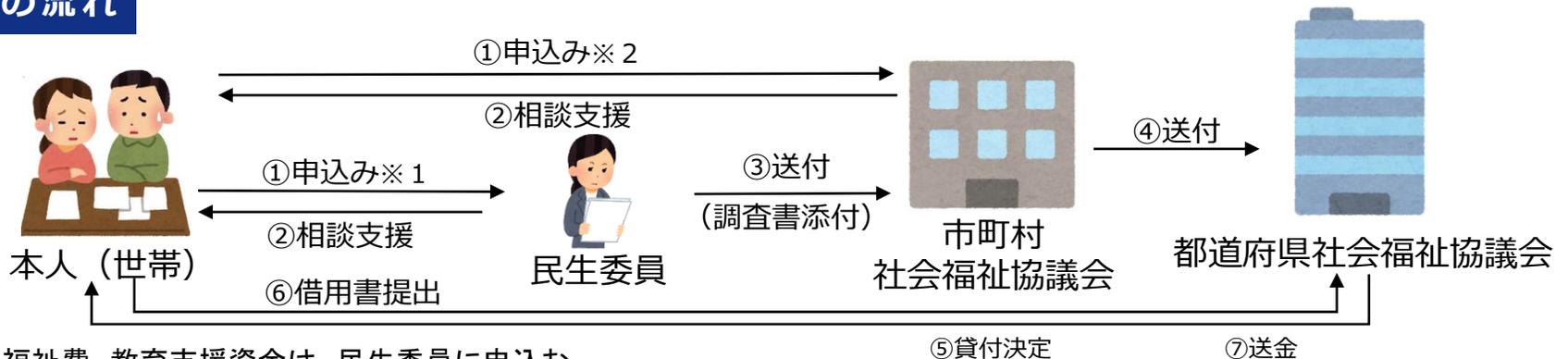
期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

生活福祉資金貸付制度

| | | | |
|--------------|--|--|---|
| 実施主体 | 都道府県社会福祉協議会 | | |
| 目的 | 資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。 | | |
| 貸付対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯 | | |
| 資金の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金） | | |
| 貸付金利息 | <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てた場合 ・連帯保証人を立てない場合 | <ul style="list-style-type: none"> 無利子 年1.5% | 注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R5.4.1時点年1.45%）のいずれか低い利率 |

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込む

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込む

※3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援をうけることに同意することが条件。

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】
・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
・地域居住支援:54自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導


住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援 
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援 

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行う予定。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R4)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)